

## 多摩市廃棄物減量等推進員とは・・・

自治会・町会・管理組合などから推薦いただいた

**地域のごみに関するボランティアです。**

市では、将来的なごみゼロ社会の実現を見据えながら、ごみの減量（発生抑制）・資源化を進め、環境負荷の少ない循環型のまちを目指しています。そこで、廃棄物減量等推進員を設置し、地域のごみの減量・適正な処理のために市の施策への協力その他、地域のみなさんへの普及啓発活動をお願いしています。

### 廃棄物減量等推進員制度設置の根拠

➤ **法律『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第5条の8**

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

➤ **条例『多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』第8条**

市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理等のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

### 廃棄物減量等推進員の役割

- ごみ減量の地域住民への啓発に関する協力
- ごみの分別や適正な排出に関する協力
- 資源物の再利用の促進に関する協力
- その他ごみに関する市の施策への協力（市と地域のパイプ役）

### 廃棄物減量等推進員の活動内容

- 地域住民への啓発活動  
ごみの減量、分別、排出日、適正な処理方法に関わる PR
- 地域の実態把握  
市のごみ施策へのアンケートなど協力・市との連絡調整
- 地域での自主的活動  
祭りや地域でのイベントがあれば、率先してごみ減量に取り組む



### 市から推進員さんをお願いしていること

- 530デーキャンペーンなど駅頭啓発活動への協力
- 推進員会議（全体会議・ブロック会議）への参加
- 清掃施設見学会・推進員研修会への参加
- 地域の祭りやイベントの割り箸・使い捨て容器の削減⇒リユース食器の活用
- 資源集団回収の促進。未実施の団体は新規登録を、実施団体は回収量の増加を図る

## 謝礼金について

推進員さんには謝礼として、月割り 1,000 円(年間 12, 000 円)を支給する予定です。1つの自治会・管理組合等で複数人の推薦をいただいた場合は、全員の方にお支払できない場合もあります。「謝礼はおおむね 300 世帯で 1 人分を計上しています」ので予めご相談ください。また、市でボランティア保険に加入します。

---

### 【参考】

#### 多摩市廃棄物減量等推進員事務要領

令和 2 年 6 月 1 2 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

#### (趣旨)

第 1 条「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第 8 条に基づき、一般廃棄物の減量及び適正な処理等のため、市の施策への協力その他の活動を行う廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

#### (協力事項)

第 2 条 推進員は、次に掲げる事項に関し、市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
- (3) 再利用の対象となる物の再利用の促進に関する事項
- (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項

#### (委嘱)

第 3 条 推進員は、自治会・管理組合等からの推薦、または市がごみ問題への理解と熱意があると認める者のうちから委嘱する。

#### (任期)

第 4 条 推進員の任期は、原則として 1 年とし、再任を妨げない。

#### (報償の支払い)

第 5 条 推進員には、年額 12,000 円を支払うものとする。また、複数名推薦している自治会・管理組合等の推進員については、自治会・管理組合等の区域内の世帯数（当該自治会・管理組合等に登録された世帯数）が概ね 300 世帯に 1 名の割合で支払うものとする。なお、年度の途中で、推進員が変更や欠員になった場合は、月額 1,000 円を単価として、就任の期間によって、月単位で按分するものとする。

#### (庶務)

第 6 条 推進員に関する庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。

#### (雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。